

第 217回通常国会

村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.11

2025 年 5 月 13 日（火）経済産業委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。5月13日（火）、経済産業委員会で下請法改正法案の質疑を行いました。先週の9日に本会議で行った質疑への大臣答弁内容を踏まえて、さらに掘り下げた質問をしています。併せて、風力発電の羽（ブレード）が落下した事故への国の対応状況も聞きました。

1. 秋田で起こった風力発電のブレード落下事故。公園などの人が立ち入れる箇所への点検や対策は講じているのか？

【政府答弁】

- ・事故と同型の機種は、全て緊急点検を行うよう設置者に要請をしている。
- ・立ち入り制限などの措置は公園設置者の方でも御検討されているかと思うので、産業保安監督部からの情報提供を含め、自治体、県庁とも緊密に連携を取っていきたい。

2. 米国の関税措置による航空機産業への影響は？自動車や他の産業と同様の国の支援を要請する。

【政府答弁】

- ・現時点で直ちに直接的な影響が出る可能性は低いと考えているが、今後とも引き続き状況の把握を適切に行ってまいりたい。
- ・見通しの不透明さや米国向けの販売減少等の懸念の声も踏まえ、政府が決定した緊急対応パッケージに基づき、支援を万全に期することとしている。

3. 不透明な米国の関税措置を理由に価格交渉を拒否することは違反になるのか？ 予め運用基準に明記すべきではないか。

【政府答弁】

- ・一概に、現在不透明だという説明だけでこの法律の規定に違反するかどうか判断をすることはなかなか難しい。ケース・バイ・ケースということだと思う。
- ・運用基準は、法案成立後のパブリックコメントを経て最終的な成案を得たいと考えており、どういう事例を盛り込むかお答えすることは差し控えさせていただきたい。

4. 製品の製造に必要な副資材やメンテナンス用の補修品の価格転嫁の協議に応じなければ違反になるのか？

【政府答弁】

- ・改正法では、給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、協議を適切に行わない一方的な代金決定を禁止するとしている。
- ・製品コストに占める比率が高い副資材費の高騰や、量産を終えて製造コストが上がった補修品などについて、発注者に情報提供をして価格の引上げを求めたのに受け入れなければ、新しい規定に基づき違反になる。

※詳細は次頁以降、または YouTube をご覧ください。



1. 風力発電のブレード落下事故への対応状況

【課題認識】

- ・風力発電機のブレード落下事故が発生した。風車が公園内に設置されていたことが死亡事故につながったと考えられるが、国はどのような対応をしているか。

村田：今回事故を起こしたドイツのエネルコン社製Eの82という機種は、国内で何基、現在使われているのか？また、安全対策についての方針は？

政府参考人：同型の風車は現在国内に二百八十七基敷設されている。当面の対策として、事故と同型の全ての風車の緊急点検を行うよう、設置者に対し要請をしたところである。

村田：緊急点検とともに、そこに公園等が整備されていて、人が立ち入る可能性があるものも至急点検すべきだと思うがいかがか？

政府参考人：公園については、まず、風車の設置者自身が自主保安としてこういった対応をするかということが大事かと思っている。

村田：公園の立入り禁止を事業者の自主判断に任せるだけで本当にいいのか。今回の事件に早急に対応されているのか疑問に思う。

政府参考人：事故発生以降、様々な問合せを地元の自治体からもいただいている。立入りの制限など必要な措置はそれぞれの公園の設置者の方でも御検討されているかと思うので、地方の出先機関である産業保安監督部からの情報提供を含め、自治体、県庁とも緊密に連携を取っていきたい。

2. 航空機産業に対する米国関税措置の動向

【課題認識】

- ・航空機には、日本企業が厳しい安全認証をクリアして多くの素材や部品を供給している。苦しかったコロナ禍が明け、これからようやくといった時の出来事で、関係産業で働く多くの方が心配している。

村田：航空機には、日本企業が素材や部品を多く供給している。航空機関連に関税等が導入された場合の日本への影響をどう認識されているか？

政府参考人：関税は基本的に米国の輸入者が負担することが多いことや、航空機の製造には航空当局の厳しい認証を経る必要があり、サプライヤーの切り替えは容易ではない。こうしたことから、現時点では直ちに直接的な影響が出る可能性は低いと考えているが、今後とも引き続き状況の把握を適切に行ってまいりたい。

村田：仮に関税措置が導入された場合も、裾野の広い産業のため、自動車産業、そのほかの産業とともに国内企業向けの支援を是非やっていただきたい。

政府参考人：航空機産業についても、大串経済産業副大臣が航空サプライヤーの現場を訪問して状況把握を行っている。企業からは、今後の見通しの不透明さや米国向けの販売減少等の懸念など、様々な声をいただいております。四月二十五日に政府が決定した緊急対応パッケージに基づき、支援を万全に期することとしている。

3. 米国の関税措置を理由とした価格転嫁拒否

【課題認識】

- ・米国の関税措置の影響が今後出るかもしれないことを理由に、価格交渉には応じられない、発注済み代金を引き下げたい等の声が聞こえている。今回の下請法改正案によって、どういう行為が違反と認定されるのか。

村田：米国の関税措置による影響を理由として、発注者が価格転嫁の申出を認めないと

か代金額の引下げをするといった行為は、今回の法改正で違反となるのか？

政府参考人：今回の改正法案には、価格協議の際に受注者が求めた事項について、発注者が必要な説明や情報の提供を行わずに一方的に価格を押し付けることを禁止するという規定を盛り込んでいる。例えば米国の関税措置の影響が現在不透明だという状況で、受注者がコスト上昇等を踏まえて引上げを申し入れたが、発注者は、具体的な説明を一切せずに価格を据え置くとか、一方的に引き下げるといった場合には、実質的な協議が行われておると認められずに違反となるおそれがあるが、実際に違反行為かどうかは幅広い事実認定が必要となる。そこはケース・バイ・ケースの判断になるということだと思う。

村田：今回、運用基準にいろいろ書き込んで、形式的な協議は認めないようにするといった話もあったが、こうした米国の関税措置に関する協議についても、こうしたケースはこうだよというのもしっかり運用基準の中で書き込むべきだと思うが、いかが？

政府参考人：運用基準は、法案が成立した後にその内容について検討し、パブリックコメントを経て最終的な成案を得たいと考えているため、現時点では、どういう事例を盛り込むかお答えすることは差し控えさせていただきたい。

4. 副資材や補給品も価格転嫁対象になるのか

【課題認識】

- ・受注製品の製造に不可欠な副資材や、納入品のメンテナンス用の補修品のコストが上がっているが、価格転嫁に応じてもらえない。

村田：現場の方からは、製品そのものの価格転嫁は前と比べると話ができるようになったが、刃物や油などの生産活動をサポートするために使われる副資材の価格転嫁が進んでいないという声を聞く。この副資材の費用変動も価格転嫁交渉の対象になるのか？

政府参考人：改正法案における「給付に関する費用の変動」とは、給付を行うに当たって必要となるコストの変動が生じた場合を意味する。したがって、副資材を使用して委託を受けた商品を作ると、その商品のコストの中に副資材というものも影響してくることになる。部品の製造コストに占める副資材の割合が高く、それを反映させた形で協議を申し入れたが、その部分の合理的な説明をせずに拒否をする、それを考慮しない形で一方的な代金を決定するというケースは、新しい規定に基づき違反と認定されるケースもあろうかと思う。

村田：副資材のほかに価格転嫁が進んでいないものに補給品がある。市場に出た製品の修理に使われる部品のため小ロット生産であるにもかかわらず、安い単価で発注が行われるといった問題が起きているが、この点、下請法との関係でどうなっているか？

政府参考人：量産終了後のいわゆる補給品も適切な価格転嫁の取組の対象となる。現行の法律が禁止している買ったときでは、例えば、発注者が受注者に製造委託している部品の量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で代金の額を定めることは、買ったときに該当し得ることを運用基準上に明記している。

改正法では、給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において協議を適切に行わない一方的な代金決定を禁止するということなので、今のようなケースで発注者に情報提供をして価格の引上げを求めたにもかかわらず、それを受け入れなければ、新しい規定に基づき違反になる。

以上